

# 県立広島病院医業収益指定納付受託業務（クレジットカード決済）委託仕様書

## 1 業務の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者として、院内での診療費等の納付について、クレジットカードを利用した決済システムを提供して収納を行うこと。

## 2 業務の詳細

### (1) 委託する納付の対象

外来受診の診療費、入院費、使用料、手数料（発注者の医事システムで管理する請求に限る。）

### (2) 院内設置のクレジットカード決済用の処理端末機器

ア 卓上用端末 2 台（中央棟 1 階料金支払窓口 POS レジ接続）

イ 自動精算機 3 台（中央棟 1 階中央ホール POS レジ接続）

ウ 卓上用端末 1 台（中央棟 1 階救急外来受付 POS レジ非接続）

### (3) 取扱うクレジットカードのブランド

「VISA」「Mastercard」「JCB」「AMERICAN EXPRESS」「Diners Club INTERNATIONAL」とし、契約は、次の区分ごとに締結する。アとイで異なる受託者を選定して契約を締結することとなった場合は、受託者の中から幹事受託者を選定し、幹事受託者が受託者間の調整を行うものとする。

ア 「VISA」「Mastercard」

イ 「JCB」「AMERICAN EXPRESS」「Diners Club INTERNATIONAL」

### (4) 取扱支払方法

一括払い、2 回払い、分割払い、リボルビング払いとする。

### (5) 発注者へのクレジットカード決済代金の納付方法

ア 毎月定期的に発注者が指定する銀行口座に振込むこと。

イ 納付額については、受託に要する費用は控除せず、全額を納付すること。

### (6) 卓上用端末の設置

ア 中央棟 1 階料金支払窓口に 2 台、中央棟 1 階救急外来受付に 1 台の計 3 台の卓上用端末を設置すること。卓上用端末本体と卓上用端末の初期設定に要する費用は、受託者の負担とし、LAN 工事、POS レジとの接続作業、卓上用端末の通信に要する費用は、発注者の負担とする。

イ 設置する卓上用端末の条件

(ア) 発注者使用の POS レジ（島津トラステック製 MERSYS-MR）と接続可能な機種であること。

(イ) IC カードリーダー、磁気カードリーダーの機能があり他ブランドカードとの共同使用ができること。

(ウ) 耐久性があるもので卓上コンパクト型とする。

(エ) 提示されたクレジットカードの信用照会は、即時与信が可能であること。

(オ) 支払金額と回数を入力でき、カード決済承認番号が即時取得可能であること。

(カ) カード決済承認票が、必要な枚数用紙に印字出力されること。

(キ) プリンタ用紙の交換補充が、簡便で随時可能であること。

(ク) 回線障害に対応するデータ蓄積機能やセキュリティ対策を有すること。

- (ケ) クレジットカード決済の上限額、下限額は設定しないものとする。
- ウ 障害発生時の対応は、常時サポート（24 時間 365 日）体制を取ることを。

### 3 その他

- (1) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。
- (2) 収納情報データを蓄積し、随時、発注者に情報提供することが可能であること。
- (3) 個人情報の保護に関する社内規程があり、対策が徹底されていること。
- (4) クレジットカード払いが可能であることの案内板等の広報資材を無償で発注者に提供すること。
- (5) 必要に応じて、発注者の職員に対して、新設したクレジットカード決済用の処理端末の操作研修を実施すること。
- (6) この仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者でその都度協議する。
- (7) この仕様書の効力は、令和 7 年 4 月 1 日に設立される地方独立行政法人広島県立病院機構に帰属する。